

会議案第 1 号

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 29 日 提出

東近江市議会

議会運営委員会委員長 大 橋 保 治

東近江市議会会議規則の一部を改正する規則

東近江市議会会議規則（平成17年東近江市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第160条第 1 項中「議会の議決で」を「議長が」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議員派遣に係る手続の効率化及び迅速化を図り、機動的な議会運営を行うため、本議案を提出するものである。